

参議院総務委員会会議録第三号

平成十年三月十九日(木曜日)
午後二時三十分開会

委員の異動

三月十二日

井上 孝君
鈴木 貞敏君
竹山 裕君
大久保直彦君

補欠選任
塩崎 恭久君
服部三男雄君
二木 秀夫君
横尾 和伸君

三月十三日

塩崎 恭久君
服部三男雄君
二木 秀夫君
横尾 和伸君

補欠選任
井上 孝君
鈴木 貞敏君
竹山 裕君
大久保直彦君

三月十八日

足立 良平君

補欠選任
吉田 之久君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石田 美栄君
板垣 正君
木宮 和彦君
寺澤 芳男君
吉岡 吉典君
永野 茂門君

委員

井上 孝君
鎌田 要人君
鈴木 貞敏君
竹山 裕君
真鍋 賢二君
村上 正邦君

国務大臣

国務大臣
(総務庁長官)

矢野 哲朗君
吉田 之久君
猪熊 重二君
大久保直彦君
瀬谷 英行君
栗原 君子君
武田邦太郎君

政府委員

内閣総理大臣官
房審議官
内閣総理大臣官
房管理室長
総務庁長官官房
長
総務庁恩給局長
常任委員会専門
員

小里 貞利君
榊 誠君
佐藤 正紀君
菊池 光興君
桑原 博君
志村 昌俊君

事務局側

総務府賞勲局審
査官
海上保安庁総務
部人事課長

阪本 和道君
津野田元直君

説明員

本日(石田美栄君) たいだいまから総務委員会
を開会いたします。

○委員長の異動について御報告いたします。
昨十八日、足立良平君が委員を辞任され、その
補欠として吉田之久君が選任されました。

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長の異動について御報告いたします。
昨十八日、足立良平君が委員を辞任され、その
補欠として吉田之久君が選任されました。

第三点は、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改
善であります。

これは、六十歳以上の短期在職の旧軍人に給す
る普通恩給またはその妻子に給する扶助料等につ
いて、老齢者、寡婦等の優遇の趣旨により、平成
十年四月分からのその年額の計算の基礎となる仮定
俸給の格付を一号俸引き上げようとするものであ
ります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概
要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら
んことをお願いいたします。

○委員長(石田美栄君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺澤芳男君 民友連の寺澤です。

恩給法等の一部を改正する法律案について若干
の質問をいたします。

この恩給の恩という字を辞書で調べてみますと、
「君主・親などのめぐみ。いつくしみ。」と書
いてあります。恩給とは主人であった国家が仕え
た者や命を落とした者、その遺族に対して金品を
給与するという、公務員の共済年金制度がなかつ
たころのやや古い時代の仕組みであり、国家補償
的な性格を持つものであろうと思えます。

さて、今回政府が提出したこの法案に基づく恩
給年額のベースアップは一・一九%であります。

この一・一九%という数字は昭和六十二年以降の
のいわゆる総合勘案方式によって算出されたもの
であらうと思えます。ところが、昨年、平成九
年の消費者物価の上昇率は一・九%でありまし
た。つまり、平成元年以降初めて恩給年額のベー
スアップの率が物価上昇率を下回ってしまったわ
けであります。すなわち、給付される恩給の実質

的な価値が前の年より下がってしまったというわけでありませう。

私が思いますのは、この一・一九という数字は余りにも機械的に算出したものではないか。総合勘案方式のよさは公務員給与の改定や消費者物価の動向等をまさに総合的に考えられる点にあるかと思ひます。昨年の物価上昇は主に消費税の増税であつて、極めて人為的、政策的な原因によつて発生いたしました。つまり、このような政策的な物価上昇をもまさに総合的に勘案して恩給年額の上昇率を決めることもできたのではないかと思ひます。

この物価上昇率を下回る恩給年額のベースアップ率一・一九について、小里総務庁長官の御所感を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小里貞利君) 恩給の改定に当たりましては、従来、その時々における社会経済事情等を勘案しながら最も適当な改善指標を採用してまいつたところでございませう。昭和六十二年度からは公務員給与の改定率やあるいは消費者物価の動向等の諸事情を総合的に勘案する、すなわちたゞいまお話がございましたようにいわゆる総合勘案方式により恩給の改善を行つてまいつたところでございませう。

特に、平成十年度におきましては恩給の改善率が前年の物価上昇率よりも下回ることとなつたのでありますが、現在の社会経済事情のもとでは、恩給の実質価値と申し上げましょうか、その維持等の観点から、総合勘案方式による改善は妥当である、さうに判断をいたしました次第でございませう。

○寺澤芳男君 現在、恩給をもらつてゐる人が約百六十二万人、平均年齢七十九歳。この受給者一人一人のところに毎年一回誕生日の月に恩給局からはがきを送られてきて、受給者はそのはがきを持つて役所とか役場へ行つて判こを押してもらひ、それをまた送り返す、こういうことをやつておられます。受給者が健在であるということをおつたようにして証明して年四回の給付が行われてい

るわけですが、これは受給者にとつても大変面倒なことであり、万が一の御不幸があつた場合も年四回の給付は継続して行われてしまう可能性もありませう。

先週、三月十日に住民基本台帳法の改正案が国会に提出されました。これは全国民の住民票に十けたのコード、番号をつけ、そのデータを全国の役所で利用するものだといふ説明を受けております。この法案の是非については今後国会で審議されるわけですが、恩給行政に限つてもこのコード化、コンピューターネットワーク化によつてかなり変化が出るものと思ひます。

この住民基本台帳のコード化によつて、果たして受給者の一人一人がわざわざ役場に行かなくても済むのか。もつとも、はがきを持つて役場へ行くことを非常に楽しみにしてゐる受給者もおられますけれども、今後、恩給に關してこのほかにもどんな変化があるのか、総務庁での検討状況をお聞かせください。

○政府委員(桑原博君) 恩給局におきましては、毎年、受給者の誕生日に受給権調査を行つてゐるところでございませう。この調査におきましては、受給者に対して住民票記載事項について市町村長の証明を求めるところで受給者の生存を確認してゐるわけにございませう。

住民基本台帳ネットワークが完成した場合に、恩給局において都道府県から本人確認情報の提供を受けまして受給者の生存を確認できることになりませうので、受給者がわざわざ役場に出向いて市町村長の証明を受ける手間が省けるといふことにならうかと思ひます。

具体的にとの事務についてどのように利用できるかといふことにつきましては、ネットワークシステムの細部がまだ明らかではございませんで、これからの過程で関係省庁と協議を進めながら考えてまいりたいといふふうに考えておりませう。

○寺澤芳男君 次は、この恩給の給付が明治四十三年以来郵便局に限られてゐることについてお伺

ひたいと思ひます。

これは恩給法十八条を受けて、政令で給付窓口を郵便局に限定してゐるからであります。これからますます高齢化する利用者の利便を考えれば、郵便貯金口座への振り込みに限らず、銀行、信用組合、信用金庫などの民間金融機関の普通口座へ振り込むことを考えてみてはどうかと思ひます。目の前に銀行があるのに遠くの郵便局に行かなければならないといふ受給者の声もあるようです。

あるいは恩給受給者が海外に住む息子夫婦と同居するなど、今後の国際化の進展を考えれば、郵便局のみを窓口とすることは不便であると思ひます。先ほどの住民基本台帳のネットワーク化によつて、受給者がお亡くなりになつた場合、直ちに給付を停止することも可能になりませう。そうすれば、従来のように死亡後に払い込んでしまつた恩給を郵便局の人が返してもらひに行くといふめづかしい管理業務もなくなり、民間の金融機関でも十分対応できるのではないかとと思ひます。

このようない問題についての総務庁の御見解をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(桑原博君) 御指摘のように、現在、恩給の支払い事務は郵政省が所管してゐるところでございませう。郵政省においては、単に受給者に恩給給付金を支払うという業務だけでなく、恩給制度が円滑に実施されるために不可欠な返還金債権の管理、恩給受給者からの相談、また諸手続の指導業務等も行つていただいております。これらの金融機関の業務とかかわりない業務を銀行等の金融機関に処理させることができるかどうか、また経費の面等々の問題もあり、なかなか困難ではなからうかといふふうに考えております。

○寺澤芳男君 現在、御承知のように大変不景気のさなかで、受給者の方々にしても非常に厳しい状況ではないかと推察いたしております。その中で、恩給受給者の方々がいわゆる町の金融機関にお金を借りて、その際に恩給証書、郵便貯金通帳、印鑑を担保にとられてしまつたといふ話をよく聞きます。証書を担保に入れることはもちろん

恩給法十一條によつて禁止されてゐるのであつて、例外は国民金融公庫から融資を受けるときだけであります。

このような違法な証書の担保入れの状況について総務庁はどのように把握してゐるのか、またその対応、あるいはどうしても必要なときには国民金融公庫から融資を受けられる旨の周知、広報活動は徹底してゐるのか、御説明をお願いいたしま

す。

○政府委員(桑原博君) 恩給につきましては、恩給法第十一條によりまして、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫への担保に供する場合以外の担保提供が禁止されております。これに違反した場合は恩給を差止めるといふことにいたしております。これは恩給を受ける権利の保護を目的とした規定だといふように解釈しております。

したがいまして、御指摘のように、債権者が恩給証書を受給者に返還しないような場合には、その恩給の支給を差止め、当該恩給証書を無効にするにとつて、受給者からの恩給証書の再発行申請を受けまして新たな恩給証書を再交付することにより、正常な形で受給者に対し恩給を支払うよう措置することとしております。

なお、御指摘のようなケースにつきまして個々に把握してゐるわけではございませう。ただ、そのような御相談があれば迅速かつ適切に対応するよう心がけておりまして、恩給証書の裏面に「この恩給証書は、譲渡したり、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫以外に担保に供することはできません」といふように明記いたしまして注意を促してゐるところでございませう。

○寺澤芳男君 去年十一月十二日の朝日新聞の報道によりますと、東京都板橋区在住の台湾人、林さんという方が日本政府を相手にお父さんの恩給に關する訴訟を起こしたとあります。林さんのお父さんは日本統治下の一九二一年四月から一九三九年三月まで台湾の小学校教師を務められ、その後、三九年四月から四五年十月まで月額二十二円の恩給を支給されてゐましたが、それ以降は支給

を打ち切られたそうでありました。

積み立ての共済年金とは異なる恩給の国家補償的な性格を考えますと、例えばこのように戦争前の台湾で日本人として生まれ、日本の公務員として長い間働き、現在台湾人である方をこのまま放置しておいてよいのかと思います。

この訴訟も含め、日本国籍を給付の条件とする恩給法について小里総務庁長官の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) 実は寺澤先生からそのようなお尋ねがあるということで、けさほど私も同新聞を一読してみました。

御承知のとおり、恩給法におきましては、大正十二年の同法制定以来、日本国籍の保持を恩給受給権の付与及び存続の要件といたしておるところでございます。この国籍事項は公務員年金制度としての我が国の恩給制度の沿革及び性格に由来するものでありまして、制度創設以来今日に至るまでの恩給制度の基本的な約束事の一つとなつているところであり、やむを得ないところではないかなという判断をいたしたところでございます。

○寺澤芳男君 以上です。

○猪熊重二君 今回の恩給法の改正に關しましては格別の異論もございせん。今、個別的なことに於いて寺澤委員の方からいろいろ御質問がございしましたが、私はこの恩給法そのものについて大変勉強不足なので、総務庁長官にもいろいろ伺ひてみたいと思います。

御承知のとおり、この恩給法は大正十二年に制定され、それが現在に至るまで恩給法の改正という形をとって引き続いて存続している法律であります。

大正十二年に恩給法が制定されたときとしましては、一番最初に明治八年に陸軍武官傷病扶助及死亡ノ者祭典並ニ其家族扶助規則ということと陸軍軍人に、次いで海軍に對しても、やがて文官に對しても拡大適用されてきた。この給付制度を統一、総合して大正十二年に恩給法が制定されたというふうな経過であると思ひます。

そうしますと、大正十二年に制定されたときの恩給制度は、大日本帝國憲法のもとにおいて、同

憲法の十條「天皇ハ文武官ヲ任免ス」という規定に基づいて、天皇の任命大権によつて任命された天皇の武官、文官に對する諸給付を行うということとを前提につくられていゝと思ひます。すなわち、恩給法という法律は、先ほど寺澤委員もお話になりましたが、恩給という字を見てもわかるとおり、天皇親政を補助した官吏に對する天皇の恩恵と慈愛のもとに制定された法律であると思ひます。

しかし、現行の日本國憲法のもとにおいては、御承知のとおり、公務員に關し、十五條一項では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。」二項において「すべて公務員は、全体の奉仕者である、こういうふうな憲法の規定になつております。現行憲法のもとにおける公務員の地位は主権者である國民によつて任命、罷免される地位にある、そしてその職務内容も國民全体に奉仕するものである、こういうことになつております。

そうすると、現行の恩給法は大正十二年に制定された恩給法の改正という形をとつてはおりますけれども、明治憲法下における恩給法の制度趣旨と現憲法下における恩給法の制度趣旨は根本的に異なるなければならぬと私は考へるのであります。総務庁長官の明治憲法下における恩給法についての所見、それから現行憲法下における恩給法の制度趣旨、目的についての所見、この兩者の異同について御所見があれば伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小里貞利君) 恩給法の長きにわたるいわば起伏のある歴史を今お聞かせいたしましたが、相当なお尋ねいただいたところでございますが、相当年限公務に従事した者が公務による傷病等により退職した者、あるいはまた公務により死亡した者に対する國の補償的な措置という恩給制度の基本的な性格は戦前においても現在においても同様である、こう思つております。また、それにふさわ

しい処遇を行うという恩給法の趣旨、精神は今日まで引き継がれてゐるものと、さうに思つております。

しかしながら、ただいま先生も若干お触れになりましたように、給付の種類、内容等についてはその時々社会的あるいは経済的条件に影響されてきてゐるところであります。特に戦後におけるもろもろの制度の画期的な変革や経済情勢、社会情勢の著しい変化は恩給制度にも反映されておりました。個々の事項の取り扱いにつきましては必ずしも戦前そのままの姿となつていない、また最低保障制度等、新たな制度の創設なども行われてゐるところであります。

したがつて、現在の恩給制度は、戦前からの恩給の基本的性格を踏まえつつも、今日に至る社会経済情勢の変化を反映したものとなつてゐると判断をいたしてあります。

○猪熊重二君 ただいま総務庁長官の御答弁がありましたけれども、この点については私はまだ異論がありますが、もう少し勉強してからまた後にお伺ひさせていただきますと思ひます。

次の質問に移ります。

昭和六十一年六月十日、臨時行政改革推進審議会の答申において、「今後における行政改革の基本方向」と題する中の「行政施策等の改革」の中の「社会保障」、さらにその中の「年金」の項目で年金行政施策の改革に關してこの答申はこういうふう述べてあります。「恩給制度については、年金制度改正とのバランスを考慮して、必要な見直しを急ぐとともに、引き続き新規の個別改善は行わないこととする。」という答申がなされております。

○政府委員(桑原博君) 恩給制度におきまして先生

御指摘の点でございしますけれども、年金制度改正とのバランスを考慮した恩給制度の見直しにつきましては、その内容について鋭意検討を行つたところでございます。その結果、恩給制度は國家補償的な性格を有すること、その対象者が原則として既に裁定を受けた者であること、それから対象者の大部分が旧軍人という特殊な職務に服した者やその遺族であつて極めて高齢であるといったことの特殊性から、制度の基本的枠組みを変更することは適当でないという結論を得ました。

しかしながら、年金としての機能という面から見れば、恩給も公的年金も共通する側面がございします。これらのバランスを図るといふ見地から検討を行った結果でございしますけれども、恩給のスライド方式につきましては、従来の公務員給与の改定に準拠する方式にかへまして、公務員給与の改定、物価の変動等を総合勘案する方式、現在行つておりますいわゆる総合勘案方式でございしますが、その方式によりまして年金恩給の実質的価値の維持を図ることになりました。

さらに、多額所得による普通恩給の停止制度につきまして、その停止率を従来の三割五分の一律方式から三割五分ないし五割の累進方式に強化したこと、そういうものにつきて昭和六十二年度から実施をしております。

○猪熊重二君 同じこの答申の中で言われている「新規の個別改善は行わないこととする。」ということについての総務庁の理解と、それから具体的に個別改善の施策の有無について御説明くださいます。

○政府委員(桑原博君) 新規の恩給改善、個別改善は行わないという意味でございしますが、私どもといたしましては、実はそれまでは受給の対象をかなりいじつてまいりました。この検討以来、恩給制度の基本的な枠組みを変更するような新規個別改善というものは行わないということで、昭和六十一年以降行つておりません。なお、個々の問題につきましては、それぞれ処

遇の改善という形で年額の改定なり手当の増額等を図つてきているところでございます。

○猪熊重二君 ちよつと確認しますと、この答申で言っていることは、新しく制度的に個別的な改善は行わないようにせよということとして、給付の額をしかるべく改善するということはこの中には含まれていないと私は理解しているんです。

そうすると、今のお話だと、この答申を受けた後、新規に制度的に個別的な改善を行ったことはないという御趣旨でしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 御指摘のとおりでございます。

○猪熊重二君 時間がありませんから一つ質問を飛ばして、恩給法の法律としての形態について伺いたいと思います。

御承知のとおり、ほとんどすべての法律はまず本則があつて、この本則の規定を施行するために附屬的な事項を定めたのが附則というふうな形になつております。例えば本則が百条あつて、この百条の法律を実施するための付隨的な施行日であるとか適用の日時だとか、そういうのを附則で教条ぐらゐ規定するのが法律の通常の形だと思ひます。ところが、この恩給法というのは、失礼ですが、読んでみてもどこまでが法律でどこまでが附則だか全然わからぬ。

その前に、附則というのもちろん法律の効力としては本則と同じでありますから、本則百条、附則が六条という法律があつた場合、この百条も附則の六条も効力としては同じなんです。ただ、一般の法律とすれば、本則が五十条、百条という法律があつて、附則はせいぜい数条のものがあつて、そしてもしこれを変えたときにはほとんど前の附則が要らなくなつて改正した改正附則だけが生き残る。だから、常に通常の法律の形式とすれば、本則が百条あつて生き残る附則が数条ある、これが一般的な法律の規定なんだと思ひます。

ところが、恩給法は本則は三章で八十二条なんです。これが本則としての法律なんです。しかし、

その附則は、附則という名前をつけておりますけれども、今申し上げましたように附則も法律の本則と同じ効力がありますから、この附則で実質的に恩給法と同じような効果を持つ附則がいっぱいあるんです。

昭和二十八年の改正附則から現在まで、ちよつと数字を眺むのもおかしな感じがしますが、昭和三十六年、三十九年、四十一年、四十五年、四十六年、四十八年、四十九年、五十一年、五十二年、五十三年、平成七年の法改正ごとの改正附則が生きたままこへ全部ぶら下がっているんです。だから、本則は八十二条だけれども、十何回かにわたる改正附則が何十条という、あるいは百条を超えるものもあつたか勘定はしていませんけれども、これだけの附則がずつとある。しかも、この附則は読み飛ばしていいんじゃないかと、本則と同じような、新規の軍人恩給を含めて全部附則に書いてある、こういう奇妙な法律なんです。

それで、本則に対して附則の方がその五倍、十倍の分量があつて、中身は同じなんです。このような立法例は私も知りません。絶対こんなおかしい法律はないということまでは言いませんけれども、ほとんどこんな法律はないだろうと思ひます。まして、法律というものは国民に理解してもらうためにつくるものだとしたら、こんな法形式では、失礼だが、私なんか実際に法律の仕事をしていて人間だけれども、どれがどれだか、どこに何があるんだか全然わけがわからぬ法律です。今、法律を平仮名化したりあるいは常用漢字にしようとか、何とかわかりやすく国民に親しみやすい法律にしようと言つているときに、この恩給法という法律はまことに反国民的法律だと、形式がすね。

それで、私は総務庁長官にお伺ひしたい。もし今後この恩給法のような法律を維持する社会的必要があるというお考えであるとすれば、恩給法という法律の名前も検討されたらどうでしょう、社会保障制度との整合性、統一性も考えて抜本的に規定を変えたらどうでしょう、それから

現在の公務員の地位だとか処遇の現状をも勘案した観点から抜本的に改正したら国民のためになると思うんですが、御所見をお伺ひして、終わりにしたいと思ひます。

○政府委員(桑原博君) 先生御指摘のように、恩給法は大変難解であるという御指摘を受けております。特に片仮名の法律でございますので、私も最初入門するときにはなかなか難しいこととございます。

現在の恩給制度は、何處も申し上げますように、大正十二年に恩給法が制定されてからさまざまな変遷を経まして、今日まで幾多の法改正の積み重ねによりまして現在の形になつたものでございます。その結果、大変複雑なものになつたことも事実でございます。

しかしながら、恩給受給者の大宗を占めます旧軍人関係につきましては、そのほとんどすべてが昭和二十八年以降の法改正の経過規定により逐次受給範囲が拡大受給するに至つたものでございまして、法改正の経過規定により受給している者が多数存在しているところでございます。これらの制度的経過を完全に整理し新たに組み立てるといふのは大変困難なことであり、非常な労力がかかることも事実でございます。

それから、今日では法律上の恩給公務員が現職者としては存在するわけではございません。それによりまして、規定を整備した後の法改正といふのがどれだけの実益を見込めるかということについても若干の疑問がございまして、そういうような理由から、現時点では抜本的なといひますか、新たに恩給法といふのを立て直すといふのは極めて難しいことだといふふうに考えております。

○猪熊重二君 終わります。

○瀬谷英行君 私は、この恩給法の改正というのは非常に話が古いので、果たしてこの金額が妥当なのか妥当でないのかという判断のよりどころがわからないわけです。だから、結局は今の時代に合せてこのぐらゐがいいんじゃないかというアバウトでもつて決めざるを得ないだろうと思ひ込んで

す。

そこで、軍人恩給についてちよつと私もお伺ひしてみたいと思ひますけれども、大將、中将くらいになりますとそう簡単には行けない位なんです。だけれども、下の方を見ますといふと兵まで書いてあるわけですね。兵が百三十七万四千三百円。私の記憶では、陸軍の二等兵といふのは月給が五円五十銭だったんです。その五円五十銭の月給は今や仮定年額百三十七万七千円ということですから、これだけを取り上げてみては根拠がないとか悪いとかいふことはこれまた何とも言いがたいわけですね。だから、そういう意味でこれはやむを得ないことだろうと思ひます。大ざつぱらに言つて、

しかし、例えば兵といふふうにはありませんけれども、兵といふのは大体四、五年すれば大尉大士官ぐらゐに階級が上がるやつになっているんです。これを見ますと、兵の階級がまだ残っているんだらうかといふような疑問を感じたんですが、兵としての該当者といふのはあるんですか、お伺ひします。

○政府委員(桑原博君) 実は恩給を受給します場合には最短期間というものがございまして、それには実際に勤務した年限と加算年とが加味されまして、恩給年限に達すれば恩給を支払うということになつております。

今次大戦におきましては、ある一定の段階で戦争が終わつて、その段階で皆さん退職をなさつたわけがございまして、大変な激戦地に行かれた方々の中には、非常に短い実在職年ながら激戦地に行かれたといふことで恩給年限に達している方がいらつしやいます。そういう方々の中には実際に兵の段階で退職をしたといふことになる方がいらつしやいます。数とすれば、今ちよつと手元にございますけれども、かなりの数の方々がいらつしやいます。

○瀬谷英行君 担当の方にしてみても、かなりの数といふところで正確な数字は把握できないだろうと思ひます。

また、種類からいっても、昔は公務員と言わないうで官公吏という言葉を使いました。その官公吏という名称から、軍人だつて随分名前が変わつてしまつてゐるわけですね。場所だつて、これまた内地でもつて年数がある程度かかつてその年限に達した人と、それから戦争が間にありましたから、戦争となると外地に行つた人だつていろんなところに行つてゐるわけですね。激戦地もあれば、鉄砲を撃たずに終わつてしまつたところもあるし、いろいろさまざまなわけですね。

だから、これを判断するのは非常に難しいだらうと思ふんですよ、實際問題として。だから、こういうような判断は、いわゆる弾の下をくぐつてあるいは命を多くの者が失つたような場所と比較的のんきに暮らした場所と、これまた随分千差万別だらうと思ふんですね。そこいらんな格差をつけて仮定俸給を決めるということになると、これもまた大変難しい作業だらうと思ふんですけれども、よくこういうふうには仮定俸給なんかを決められたものだというふうには私も思ふんです。

今後、これは時代の変遷と同時にますます昔の物語になるので、その昔の物語がいいか悪いかというこの問題を提起されても、こちらの方も何とも言いようがないということになるわけですね。だから、結局は大ざっぱなところ、まあこの辺でいいかということに落ちつかざるを得ないと思ふのであります。失礼な話だけれども、決め方としてはそういうふうには大ざっぱに決めざるを得なかつたんだというふうな判断に基づいてゐると理解をしてもよろしいのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(桑原博君) 先生十分御承知のことだと思ひますけれども、ただいま御指摘のありました戦地勤務等危険性が大変高いところ、それから特殊性のある勤務等につきましては、加算という形で、一月月過したことを三月月にカウントする等々の措置によりまして延ばして、年限にそれを反映させるといふ方式をとつております。

普通恩給の年額の計算方法は、在職年が最短恩

給年限の場合に、兵、下士官にありましては十二年でございします。准士官以上につきましては十三年、これを最短恩給年限というふうになつておりますけれども、その場合には仮定俸給年額の百五十分の五十、三分の一相当額、これを年額にしております。これを超える在職年一年につきまして仮定俸給の百五十分の一ずつを加えていくという方式でございまして、一年ごとというこの年限でもつて調整をするというやり方で計算をさせていただきますいております。ただ、そういう計算をいたしたとしても、普通恩給の場合には大変低額の恩給が多うございします。したがって、この計算による恩給年額が最低保障額として設定された一定額より低い場合には最低保障額を支払うというやり方をとつております。

ちなみに、普通恩給の最低保障額でございしますけれども、実在職年が最短恩給年限以上のいわゆる長期に在職者、実際に十二年以上勤めた方でございしますが、その方にありましては年額で百二十万二千元、実在職年が最短恩給年限未満のいわゆる短期に在職の方々ににつきましては、在職年が九年以上あつた場合には八十四万一千五百円、六年以上九年未満の場合には六十七万三千二百円、実在職年が六年未満の場合には五十六万一千円というところで最低保障額を設定いたしまして、計算値で出してきた年額がこれ以下の場合にはこの金額を支給するということにいたしております。

○瀬谷英行君 該当者の平均年齢が七十九歳というふうには伺ひましたけれども、平均年齢はますます上がるだらうと思ひ、新しい該当者は出てこないという気もいたします。この軍人恩給というのは、みんながみんな百まで生きるわけじゃないの、みんなが適当なところで打ち切つてしまふものなのか、その辺はどういうふうになさるお考えなのか、ちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(桑原博君) ただいま先生御指摘のやうに、実は今回の予算の中でお願ひしてゐる受給者の数でございしますが、前年に比べて五万三千

人ばかり減るという前提で予算を組ませていただいております。

実際に恩給の受給者は大体九万人程度でございまして、たゞ、そのうち御遺族、特に未亡人には扶助料が給されるということになりまして、その方々が新たな受給者として生まれてくる。亡くなる方々は九万人程度でございまして、けれども、実際に恩給受給者の減といふのは五万三千人程度といふことでございします。これからなお高齢化していくに従つてその数字も動くかというふうに考えております。

ただ、予測はなかなか難しいところでございしますけれども、この受給者をもとにある一定の考えに基づいて推計をいたしても、あと十年ぐらゐで受給者の数が大体百万人程度になるといふふうに考えております。

恩給につきましては、この恩給を生活のよりどころにされてゐる方が多数おられるわけにございまして、現時点で恩給制度の先行きについて云々するのは適当でないというふうに考えておりますので、その点につきましては今後さらに時間が経過した段階で御議論をいただければというふうに考えております。

○瀬谷英行君 終わります。

○吉岡吉典君 私がお尋ねしたいことの幾つかは既に同僚議員からの質問で答えがございました。再確認の意味で最初にお伺ひしたいのは、ただいま述べられました提案理由説明の中で、最近の経済情勢にかんがみてこういう改正を行ふんだとおつしやつていますが、経済情勢というなら、物価上昇というのが最大の要因に当然上るべきだと思ひますけれども、物価スライドという点は余り重視されてない改正になつてゐるという問題です。

先ほどの答弁だと、これはよくよく検討した結果こういうふうになつたことだと思ひます。長官、それで経済情勢等にかんがみた改正案だといふふうには言えるのか、私は疑問を持ちながら答弁を聞きましたが、いかがでしょうか。

○國務大臣(小泉貞利君) 先ほども若干お答え申し上げたところでございしますが、恩給の改定に当たつては、従来からその時々々の社会経済情勢等を勘案しながら改善指標を立てて採用してきて、昭和六十二年度から公務員給与の改定率や消費者物価の動向等の諸事情を総合的に勘案するいわゆる総合勘案方式によつてまいりました。しかも、それは原則的に定着した一つの方式でありまして、現時点でこの方式を変えなければならぬような社会経済事情の変化があつたとは思へない、そういう一つの判断に立つたものでございします。

○吉岡吉典君 私はやはり物価上昇に見合わないといふことが恩給を頼りにしてゐる人から見ればいろいろあると思ひますので、そうはつきり断定的におつしやらないで、今後もあり得ることを大いに研究課題として受けとめていただきたいといふことを最初に要望として申し上げておきたいと思ひます。

私はきょうは幾つか恩給そのものに關連してお伺ひしたかたんですが、いろいろ論議もありましたので、戦後の恩給法の運用というか実施に關して幾つか私が理解しがたい問題を抱えておりますので、まずそちらの方をお伺ひしたいと思ひます。

一つは、朝鮮戦争中の一九五〇年十月十七日、朝鮮海域の永興灣で機雷掃海中に触雷して公務死し、一九七九年に叙勲を受けてゐる海上保安官の中谷坂太郎さんの恩給問題です。

最初に確かめておきますが、中谷さんが叙勲を受けてゐることは間違いないかどうか。叙勲されるぐらゐだからまじめな方だつたと思ひますが、その点も含め、叙勲の理由とあわせて報告をお願ひします。

○説明員(阪本和道君) お答えいたします。御質問の方につきましては、昭和三十九年一月七日の閣議決定に基づきまして、今次の戦争に關する勤務に従事し、これに關連して死没した軍人軍属及びこれに準ずると認められる者として戦没

者叙勲の対象とされているところでございます。

○吉岡吉典君 中谷さん。

○説明員(阪本和道君) 中谷さんでございまして、昭和五十四年九月二十七日発令の海上保安庁職員七名に対する叙勲のうち一人としまして、戦没者叙勲として発令されてございます。

○吉岡吉典君 短い時間で質問しているんだから質問に答えてくださいよ、よく聞いておつて。今あなたは全然別のことを答えていますよ。

今、叙勲の確認がありました。私はまじめな人だったと思うが、理由等もお伺いしたんですが、それはおきましよう。

恩給を受ける資格があったお方です。私の知るところでは、両親もあり、中谷さんは大変まじめなお方で両親に仕送りもしていた。その人が一九五〇年亡くなられた。当然、私は恩給の資格があると思います。ところが、私が調べたところでは、中谷さんは恩給を受けておられないというふうにしか判断できない状況です。申請そのものがなされなかったことによるものではないかというふうに思いますが、恩給の支給は行われたか行われていないのか、事実関係をお聞かせください。

○説明員(津野田元直君) お答えします。

中谷坂太郎さんの恩給につきましては、海上保安庁の現有の記録によりますと請求がなされております。

○吉岡吉典君 請求がないと恩給が支給されないということになるだろうと思えます。しかし、そうだとすると、一体どうして海上保安庁の業務で公務死した人に恩給が出ないのか。申請がないからほったらかしていたのかどうか。そうだとすれば、当時の海上保安庁は非常に不親切だったということにもなるわけですが、しかしこれには私は非常に深い理由があったと思っています。

恩給の申請をさせて、こういう死亡事故があった、公務死があったということを知られたくなかった、こういう事情があったと思います。それは海上保安庁三十年史にもちゃんと書かれてある事件であります、中谷さんが当時、海上保安

庁が秘密裏に編成した特別掃海隊に参加して、アメリカと一緒に朝鮮戦争に参加し、そこで機雷掃海中に触雷、死亡した、こういうことですね。憲法にも海上保安庁法にも反する朝鮮戦争参戦による戦死だった。こういう事件が起きたというものは何としても秘密裏にしておきたかった、これが私が四十年近くこういう性質の問題を調べてきた結論です。

それで、どういう措置がとられたか。叙勲だつて二十九年たつてから一九七九年に行われているというのにもまた不思議な出来事だと言わざるを得ないわけです。かつて私はこの点も含めて質問主意書も出したことがあるし、内閣委員会でも取り上げたこともありましたが、一切わからないという答弁でありました。これはそういうふうな秘密裏にしておきたかった。そのかわり、当時この人に対しては日米間でいろいろな交渉があつて、総司令部、GHQが弔慰金を贈るということで解決された。

ある本によると、GHQが四百万円、現在の額だと二億円という額の弔慰金を贈つた、そのかわりこれは黙っておれということになったと書かれております。アメリカの国防総省日本課長であつたジェームズ・ブライア氏も、この戦死に関連して、総司令部公安局の者がその戦死者の家庭を訪問し、その父親に補償金を支払つたとちゃんと書いてあります。その額が四百万円、現在なら二億円に上るといふ本もあるわけです。

そういう本が出てくること、これは海上保安庁、御存じでしょう。

○説明員(津野田元直君) ただいま先生御指摘の文献でございますが、私もそういう文献につきましまして承知しております。また、その弔慰金なるものは支給があつたかどうかにつきましては私も私では確認ができません。

○吉岡吉典君 この弔慰金はどこで支払われたか。この授与式は海上保安庁の第六管区海上保安本部航路啓閉部長室で行われたということまで書いてあるんですよ。何にも知らないという答弁を

いまだに続けようという態度は私はまじめでないと思ひますよ。

この戦死の事態は、朝鮮戦争当時ならいざ知らず、「海上保安庁三十年史」にも長々と、永興湾で起きた事件だということまで書かれているわけですよ。そして、叙勲まで行われた今、何もわからない。古い国会の速記録を私読んでみましたが、古い時期には総理大臣も防衛庁長官も何にも知らないという答弁をしています。何も知らないことはない。僕は四十年近くこういう問題を調べました。私が最初こういうものの調査結果を本に書いたのは一九六六年です、ここにも持つてきていますけれども、その当時でもこういうものを調べれば幾らでも明らかにしたわけですから、叙勲だけはやつた。叙勲の理由はどういう理由ですか。

○説明員(阪本和道君) 終戦後のいわゆる機雷の掃海業務中の死亡につきましては、当時の取り扱いはいたしまして戦死と同様に扱つたというところとがなされております。それに基きまして、先ほど申し上げました閣議決定に基づいて戦没者叙勲が発令されたものというふうに理解しております。

○吉岡吉典君 戦没者叙勲と言いますけれども、第二次世界大戦中の戦死と違って、朝鮮戦争中の戦死ですよ。それを第二次世界大戦中の戦死と同じような扱い方をしたなんという答弁は、これは通用しませんよ。それともなぞはあるんですよ。私はずっと調べてきたから、聞きましたよ。

この叙勲はいかに人に気がつかれないようにやるかということと四苦八苦しながら行われた叙勲だったということを私は聞いています。だから、官報に発表されたのを見て、そういう事件での叙勲だということは全然わからない、だれも気がつかない、そういう発表の仕方になっていきます。

これは憲法に反する朝鮮戦争参戦であっても、御本人は犠牲者であることは間違いないわけですよ。そういう人を、何が起きてどうだったかわけがわからないようにすることは問題だと思ひます

よ、今の答弁にしても。

わからなかったことじゃないんです。こんなきちつと書いた本が出てくるんですよ。しかも、その項の序文はこの当時の責任者である大久保さん自身が書いた本の中で書かれているわけですから。そういうことなのに、知らないと言つて逃げようというのはよくない態度です。僕は犠牲者に対してはよくないと思ひます。

いづれにしろ、こういう経過を経て、当然もううべき資格を持つていたと思う人への恩給が実施されていないということが起こっているわけですね。恩給法の精神からいって、そういう形で恩給申請を抑えるというところはどうかということですか。長官、どう思ひますか。こういうケース。

○政府委員(桑原博君) 恩給の制度上は、恩給の申請はそれぞれの任命権者といひますか所屬長を経由して申請されて出てくる、それに基きまして恩給局長がこれを裁定するという規定になっております。

私もどなたかしましては、恩給の制度にのつて適正な申請が出てきた場合、これを適正に処理する使命を負つております。恩給の制度がそれぞれの任命権者において的確に運用されているというふうな信じておりますので、できますればその線に沿つて今後とも進めてまいりたいと思ひます。

○吉岡吉典君 いずれにしろ、その額は大きい額ですが、アメリカの弔慰金で恩給はここで行使できないようにされてしまった。黙らせられたわけですよ、本にも書いてあるように。戦後、恩給をめぐつてこういうことがあつたということは長官も念頭に置いておいていただきたいと思ひます。

きようは恩給法ですから、私はこれ以上ここまでは深入りしないで、長官にも問題提起しておきますが、朝鮮戦争のときの日本の戦死者というのは中谷さん一件じゃないんです。たくさんの方々が死んでいます。調達庁が当時公表した文献によりまして、この人数は死者三百八十一名、うち死

一九七九年に突如として二十九年ぶりに叙勲が行われた。時あたかも旧ガイドラインが取り結ばれたときです。私は因果関係があったと思います。今またガイドライン、周辺有事だ、朝鮮半島をめぐってどうだこうだということが論議されているときだけに、この問題はほうっておかないで、やはりきちっとしなくちゃいけないと思います。朝鮮戦争に日本がどういふふうに関与したかというのは、これは防衛庁の幹部の論文なんかもとめられてどんどん出ているんですよ、最近では。ここへ来ると何にもわからない。こういう当時の責任者が書いた本さえも知らないという答弁がまかり通ったのではだめですよ。長官、どう思いますか。

なおまた、私どもの対処の基本としては、先ほど局長が申し上げましたように、任命権者の適正な、そして正確である申請をまず基本にして処理いたしてまいっておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

恩給法では、「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」には資格を喪失するということになっております。ところ

私は戦犯の遺族といえども憲法で言う生活の保障は必要なことだと思っております。かつてもういうことで提起したことがあります。しかし、

ところが、その受け入れた犯罪は犯罪とみなさないという態度を日本がとれば、国際的には日本はあの戦争についての責任を何にも感じない国かというようにしか受け取られないと私は思います。

○国務大臣(小里貞利君) 法制上の形についての
大筋はお話しいただいたとおりであらうと思うの
でございますが、いわゆる戦犯は連合国等により
まして裁判によって処刑されたものであり、一般

の刑事犯とはその性格を異にする、これが従来の政府の解釈でもございます。

これらの戦犯につきましては、昭和二十七年の

○永野茂門君 自由党の永野であります。
恩給法改正に関する直接的な事項を一間総務庁の方にお伺いし、引き続いて非常に関連のある周辺事項について総理府の方に時間のある限り御質問申し上げたいと思います。

きたのは、言わずもがな、本日も大変に強調されております。恩給制度の本質は国家補償であるということでありまして、そしてまた具体的に毎年毎年改善が行われ、毎年恩給受給者の処遇をどのよう
に改善するかという観点からこの問題が取り扱

その中で、特に何人かの人が触られましたように、恩給年額は一般的に一・一九％、七十四号俸以上の人は〇・三八％の引き上げということでございますが、同僚の寺澤委員の指摘にもあります。

すように、物価上昇率との比較等を勘案しますと、一体どういう基礎で今申し上げました引き上げ率というのは決定されたんだろう。

確かに総合勘案方式というのはわかるわけでありませうけれども、総合勘案というのは大変にあいまいになつてきやすいものであります。例えば物価上昇率は何%ぐらい考慮するんだ、あるいは公

それと同時に、去年もそうでありましたけれども、六十歳以上の短期在職の旧軍人の仮定俸給の改善は一号ずつ上げてきているわけでありますが、今後も継続していただけるのか、そしてどういうように今後考えておるのか、それはなぜかということも一緒に承りたいと思います。

先ほど委員御指摘の一・一九%の中身でございますけれども、必ずしもしっかりといた方程式がござって自動的に出るものではないということでございます。ただ、実は公務員給与の改定率につきましては、大半の場合には前の年度といえますか、予算編成を待たずに人事院勧告に基づきまして公

務員の給与改定率というのは通常は出ているわけでございます。そういった意味で、予算編成時にはその数字がございます。今回の場合には行政職俸給表の平均改定率の一・〇％というのを一つの基礎にしております。

それから、消費者物価の動向でございますが、美は予算編成をする段階では必ずしもまだ確定直

が出ないわけでございます。公的年金の物価運動につきましては確定値で物価運動しておりまして、私どもが消費者物価の動向と言っているのは、予算編成時の見込み値ということで計算をさせていただいております。必ずしも確定値と見込み値というのはいつもびつたり合う場合だけではないでございます。

今回の予算編成のときに見込みました消費者物価の見込み値は一・九％ということでございまして。実際の確定値はこれより若干低い数字だといふふうに考えております。この両方を見込みまして、諸般の情勢を勘案し、従来と同じように実質的な価値を維持できるというふうに判断されたところで今回の改定率の一・九％というものを提出させていただいたわけでございます。

七十四号俸以上につきましては一年間〇・三八％の改定率といたしましたのは、国家公務員給与におきましては指定職相当の者につきまして一年間ベアが凍結されたという事情に基づきまして、実はベア率の公務員給与部分でカットしたということとでございまして数字が出たわけでございます。

もう一点お尋ねの短期在職の旧軍人に係る仮定俸給を今回一律一号俸引き上げたことでございまして、このことによりまして長期在職との格差があと二号俸あるのも事実でございます。今後さらに短期在職者について号俸の切り上げは正による処遇改善をとることが適当かどうかということにつきましては、関係者の御意見も十分聞きながら、恩給制度内のバランスを十分考え、平成十一年度以降の予算編成過程において検討させていただきたいというふうに考えております。

○永野茂門君 今の御説明である程度わかりましたが、そうすると、この計算の基礎と申しますか、勘案する場合に公務員給与のアップ率の方が重視される、七割から八割ぐらいのウェイトを置いて考えられる、こういうように理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(桑原博君) 必ずしも何割という形で固定をしているわけではございませんけれども、

先生御指摘の範囲の中だろうというふうに考えております。

○永野茂門君 では、次の質問に移らせていただきます。

次は恩給資格者に関するところでございしますが、とにかく私が議員になって以来、この恩給資格者の陳情といいますが、これも毎年大変なものがあります。御承知のように、途中で平和祈念事業法によつていろいろなことが行われるようになりまして、若干陳情は緩和されてきたというように思いますが、しかし、なお陳情は続いているわけであります。私共が昔軍隊にいましたころの部隊、私どもは中支にいたわけでありますが、中隊の人たちの希望はもう少し何か色をつけてくれないかというところが現在も依然として非常に強いのであります。

そこで、まず平和祈念事業法によつて実際に慰藉の行為を何名中何名くらいおやりになったのか、それからそれに対して恩給者はどういうふうな受けとつておられるのか。私は大体感謝している人が多い、そしてこれで結構です、本当に国から褒めてもらいました、感謝してもらいましたと思つていてる人が多いと思つていますが、そのような状況についてどのように把握していらっしゃるか、まず承ります。

○政府委員(梅沢君) 恩給資格者に対する慰藉事業の実施状況についてまず一点ございしますが、慰藉事業の内容は勤務地あるいは勤務年数によつて現在三つに分かれてございまして、この慰藉事業は平成元年度から始まったわけでございまして、昨年暮れまでに申請件数四十万三千件ございまして、内容別に数字をちょっと御説明いたしますと、一つは外地勤務経験があり加算年を含む在職年が三年以上の方、この方に対しては、書状、銀杯、あと高齢者の順でございまして慰労の品というものを贈呈しているわけでございまして。書状につきましては三十五万一千件、銀杯につきましては三十四万九千件、慰労の品につきましては二十三万七千件贈呈してございまして。

次に、外地勤務経験があり加算年を含む在職年が三年未満の方であつて実在職年が一年以上の方、この方々に対しては、書状、銀杯を贈呈しているわけでございまして、この件数といいたしましてはそれぞれ四千件でございます。

それからもう一点は、内地勤務の経験だけがある方でございます。年数が加算年を含めまして三年以上の方、この方に対しては書状を贈呈しているわけですが、これまで七千件の贈呈を行っているところでございまして。

それから、この事業に対する恩給資格者の受けとめ方につきましては、私ども必ずしも統計をとつておるわけではございませんが、この事業をやつておられます平和祈念事業特別基金の方に先生が先ほど言われたような趣旨のお手紙なりはがき等をいただいているというふうに伺つてるところでございます。

○永野茂門君 状況はよくわかりました。

いづれにしろ、一年足りないとか一カ月足りないとか、恩給受給者と恩給資格者とはそういう差で国家補償を受けるか、そうじゃなくて感謝のしるしだけをお願いしたいか、これは非常に格差が大きいわけでありまして。陳情の大部分は、何らかの慰労金といひますか謝意を表する慰藉のための十万円でもいいんだ、その程度で結構だ、心持だけで結構なんだけれども、そういうものをいただくのが胸がすつとするんだがなという希望が多いことは確かなんです。

これについて可能性を承つても余り意味がなさそうなので、そういう希望が強いということは今後の施策において勘案をしておいていただきたいというのを本問についての結末といたして、総理府に対する第一問は終わらせていただきます。

第二問もこれと非常に似たような問題でありますけれども、旧日赤看護婦でありますとかあるいは旧陸海軍の看護婦は軍人とはほとんど変わりない勤務をやっているわけですが、軍人と変りないほど危険な業務を、そしてまた大変に困難な苦しい業務をやつておるわけでありまして。たまたま軍人

でなかったというだけで、衛生兵とどちらがきつい勤務をやつたのか、あるいは戦況状況の中でどうしたのかというようなことはどっちがどっちとも言えないわけでありまして、一方は軍人恩給の対象になつておるわけでありまして。

最近とにかく慰藉の制度がございまして、これには両者とも大変に感謝しているようでありますけれども、恩給制度との関連を見ますと大変に差がある。こういうことで、昨年三月の旧内閣委員会におきまして前官房長官は、そういうものに対する何らかの是正措置、委員会でもその要望をする人が多かったわけでありまして、それに対してとにかく旧軍人に準じたような形でやつてあげるのが一番望ましい、そしてまた早急に検討を加えてぜひともそういうようなことを実現するように努力したいと官房長官みずから述べられました。そのときの政府委員は横さんでしたか、ちよつと忘れましてけれども、同じような答弁をしていらつたと思いますが、その後の本件に関する検討状況はどうでしょうか、これを承ります。

○政府委員(佐藤正記君) 先生の御指摘の日赤看護婦あるいは旧陸海軍の看護婦につきましては、兵役義務のない女性の身でありながら軍の命令によりまして戦地で戦傷病者の看護に当たられたという極めて特殊な、それから長年の御苦労に報いるために、昭和五十三年八月に六党合意によりまして、戦地の加算年を含めまして十二年以上の方々に對しまして慰労金を給付するというものになつたものでございまして。

この慰労給付金はこれらの看護婦の方々の長年の御苦労に報いるという性格のものでございまして、所得を保障するという恩給とは性格を異にするものと考えております。しかしながら、政府といたしましては、この慰労給付金の実質的価値の維持を図るためにこれまで四回にわたりまして額の改定を行つてきておりますが、平成十年度予算案におきましても消費者物価指数を勘案いたしまして一・八％の増額を盛り込んでおるところでございます。

なお、平成六年の与戦戦後五十年問題プロジェクトの合意で、消費者物価の動向により適切に反映するようにという合意がなされておりますので、今後におきましても慰労給付金の実質的価値の維持に努力してまいりたいと思っております。

○永野茂門君 質問を終わりたいと思っております。でも、先ほど申し上げました恩給者にいたしましても、従軍された日赤あるいは陸海軍の看護婦にいたしましても、確かに恩給法の適用を当時において受けるような資格はなかったわけでありまして、したがって、現在そういうような恩給の範囲の中に入れてもらえないわけでありまして、しかし、本質的には同じような勤務をやり、同じような危険にさらされ、本当に国のために尽くした方たちでありますので、今後ともできるだけ給付額が少しでも大きくなるように、軍人に準ずるといふ趣旨は、本当は恩給に近いものを考えた方がいいという趣旨が入っていると思っておりますが、これは別にいたしまして、今後とも改善に御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○永野茂門君 終わります。

○栗原君子君 新社会党の栗原君子でございます。実はここに二年前に新聞報道されたものがございまして、この方は韓国人で元日本兵金成寿さんとおっしゃる方です。日本の厚生省の資料室で、黄ばんだ陸軍戦時名簿の中から、上等兵大立俊雄というかつての自分の名前に出くわしたわけでございます。

この金さんはビルマ戦線で左足に迫撃砲弾の破片を受け、負傷して後送中、今度は野戦病院で空襲に遭い、右腕を切断。部隊には捨ておかれ、傷口にたかるウジをみずから手でつまみ出しなが

ら数百キロの逃避行、自力でチェンマイの陸軍病院にたどり着いた、こういった歴史の方でございまして。私はこの方から、日本の国籍条項があるばかりに何ら補償されない、こういった相謝を受けたことから、きょうは国籍条項につきましてお尋ねをさせていただきます。と思っております。

このように、志願兵としてかつての戦争に参加した人についてでございますが、今日これが国籍によつて当時忠誠心があつたとかなかったとか、こういうことは言えないということが言えるわけでございます。

この国籍条項のために恩給の支給を拒まれていた旧軍人の人数はどれくらいいるのか、いつどのような調査によつてこれらは把握をしているのか、そしてそれらのうち過去に恩給を事実上請求した者の人数はどれくらいになるのか、まずお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(栗原博君) 旧軍人恩給は昭和二十一年二月以降、連合国最高司令官の指令に基づく法令によりまして、重傷者に対する傷病恩給を除き廃止されました。一方、昭和二十八年の法律により旧軍人恩給が復活いたしました。その受給要件として、退職後恩給法に規定した普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した者は対象外というふうにされております。すなわち、昭和二十七年四月のサンフランシスコ平和条約の発効により日本国籍を喪失した朝鮮半島や台湾出身の元日本兵につきましては恩給受給権が発生しないものとなつたわけでございます。

なお、これらの者のうち国籍条項がなければ恩給受給権が発生すると見込まれる者の数についてお尋ねでございますが、私どもとしてはそういう方々の人数は把握しておりませんし、またそういう形の請求があつた者の数につきましても把握しておりません。

○栗原君子君 全く何も把握していないんです。続きまして、仮に現在国籍条項により恩給の支払いを拒否している者に恩給を支払うとすれば、

どれくらいの額になるとお考えでしょうか。

戦後から今日まで旧軍人に対する恩給の支払い総額はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(栗原博君) 国籍条項がなければ恩給受給権が発生すると見込まれる者の数につきましては、先ほど申し上げましたように把握できておりませんので、金額につきましてもこのとお述べすることはできないわけでございます。

旧軍人恩給が復活した昭和二十八年から平成八年度までに旧軍人遺族等恩給費として支払った額というところについてお尋ねでございます。その間に恩給制度の変革もございまして、貨幣価値の変動もございまして、これを単純に合計することにはどのような意味があるかというのは大変難しいところでございますが、そのことを踏まえたしまして単純に各年度に支払った額を累計いたしますと約三十四兆五千五百億円という数字になっております。

○栗原君子君 政府の方では全く把握もしていないということでございますけれども、諸外国ではさまざまな動きがあるわけでございます。それらにつきましても実例を調べたことがあるのか、その結果はどうであつたのか、またそれらを調べたことによつて担当者間で議論も重ねてきたことがあるのかどうか。

○政府委員(栗原博君) 欧米各国の年金制度についてはそれぞれ沿革、制度の考え方が異なっております。我が国の恩給制度と単純に比較することは必ずしも妥当だということには考えられません。

各国の状況につきましては必ずしも細部にわたりましたり明らかにされているところではございませんけれども、国により国籍の保持を年金受給権の要件としない国というのものもあることも承知しております。

○栗原君子君 二言目には一九五二年のサンフランシスコ講和条約の発効があることによつて自動的に資格を喪失したということをお尋ねしております。

国籍をサンフランシスコ条約によつて強制的に失われ、恩給受給権を剥奪されるということは日本国の約束違反で、信義にもとるものではないか、こういうことを考えます。サンフランシスコ条約以前のこれらのものに対する支給はどのようなになっていたのか、お聞かせください。

○政府委員(栗原博君) 戦前、朝鮮及び台湾に本籍のある者は日本国籍を有していたことから、その限りにおきまして、日本軍人として召集された朝鮮及び台湾出身者については恩給法の適用関係は一般の日本人と何ら変わるところがございまして、

○栗原君子君 それでは、ある日突然に受給権が剥奪されたわけですね。そういうことになるんですね。

そこで、世論のことも大変気になさっているようにございまして、国籍を理由に恩給支給を拒否しようとするなら、具体的に世論の動向を調査したことがあるんでしょうか、どうでしょうか、いろいろなどところで世論のことも言っているしやうなことですけれども。

○政府委員(栗原博君) 国籍の問題については、たびたび御答弁もしているところでございますけれども、恩給制度上の一種の約束事の中の一部でございます。世論のことについては言及したこともあろうかと思ひますけれども、恩給局でかつてそのような調査をいたしたことはございません。

○栗原君子君 それでは、国際世論の動向については調査したことがございますか。

○政府委員(栗原博君) 国際世論の動向というつかみ方が大変難しいところがございますけれども、新聞、マスコミ等、それから国際機関等出ております議論につきましては逐一情報を収集し、その内容について理解に努めているところでございます。

○栗原君子君 国連の自由権規約批准というのを一九七九年にしておりますけれども、国籍条項との抵触をどのように検討したのか、それから抵触

しなないと考えた理由とは何なのか、お聞かせいた
だきたいと思います。

七九年に国際人權規約を批准しておりますけれども、規約人權委員會で注意をされていると聞きます。人權規約とこうした今までとつてきた態度というのはかわりがないのかどうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(桑原博君) 恩給法の国籍条項が市民的及び政治的権利に関する国際規約、いわゆる国際人權規約B規約第二十六条に反するかどうかということにつきましては、恩給局が解釈権を有しているわけではございませんが、同じく法のもとと平等について定めた憲法第十四条と趣旨旨のものと同解されるところから、合理的かつ客観的な差を設けるところにつきまして、これを排除するところというわけではないというふうに理解しているところでございます。

○栗原君子君　それでは、セネガルのケースについては御存じだと思いますけれども、一九八五年に規約人権委員会の見解が出たとき、国籍条項との間の抵触をセネガルのケースを通じてどのようにお考えになりますか。フランスはこの国籍条項を取つて、日本だけが国籍条項をかたくなに言ひ続けているということに対してどうお考えでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 御指摘のフランス軍の退役軍人であるセネガル人の年金受給権の問題につきましては、その制度が我が国の恩給制度とはかなり異なる制度だというふうに理解しております。必ずしもそのことをもって我が国の恩給法の国籍条項を云々することにはならないというふうに理解しております。

○栗原君子君 同じように戦争に参画させているわけでございますけれども、どう異なるんですか。例えばどういふことが異なつたんですか。

○政府委員(桑原博喜) 私どもの恩給の制度につきましては、制度発足以来一つの国籍要件といふのをずっと掲げた約束事としてきております。実は私も必ずしもフランスの制度について十分

承知しているわけではございませんけれども、フランスの制度につきましては、我が国の恩給制度だけではなく、例えばほかの制度も中に入れた年金制度というふうに考えられておりまして、私どもが今御審議いただいている恩給というのはその一部分だというふうに我が方は考えております。

○栗原君子君　それでは、ちよつと性格のところに触れさせていただきたいと思ひますけれども、先ほど同僚の議員が質問をしておられまして、恩給の性格について答弁の中で社会保障という言葉が出ましたけれども、あくまでも日本の恩給というのは社会保障と考えるんですか。

○政府委員(桑原博喜)　私どもの従来の答弁では、恩給の制度は国家補償的性格を持つているというふうに御説明を申し上げております。

○栗原君子君　国家補償的性格でございますね。労務を軍人としてやったわけでございますね。そうするならば、役務の対価と考えることになるのではないのでしょうか。仕事の対価、だから國家は終生を約束して戦地に行かせたわけですね。そして、軍人という役務につかせたわけでございますけれども、そうすれば対価とは考えられませんか。

○政府委員(桑原博喜)　純粹に役務の対価ということならば、それは給与という形で支払われるのが通常でございます。恩給の制度とは違ふ制度だというふうに考えております。

○栗原君子君　それでは、また戻りまして、一九九三年の自由権規約との抵触の關係でございますけれども、この九三年の審査の際、規約人權委員會からコメントで主要な懸念事項として指摘された後、国籍条項の撤廃を少しは考えたのかどうか。さらには、九八年の審査に向けて、ことしは九八年でございますけれども、国籍条項の撤廃を検討しつつあるのか、全くしようしないということなのか、どうでしょうか。

○政府委員(桑原博喜)　恩給法におきましては、大正十二年の同法制定以来、日本国籍の保持を因給受給権の付与及び存続の要件としております。

○粟原君子君　それでは、ちよつと性格のところ
 だけではなく、例えばほかの制度も中に入れた年
 金制度というふうに考えられておりまして、私ど
 もが今御審議いただいている恩給というのはその
 一部分だというふうに我が方は考えております。

に触れさせていただきたいと思えますけれども、先ほど同僚の議員が質問をしておられまして、恩給の性格について答弁の中で社会保障という言葉が出ましたけれども、あくまでも日本の恩給というのは社会保障と考えるんですか。

○政府委員（桑原博君） 私どもの従来の方針で、恩給の制度は国家補償的性格を持っていると

○栗原君子君 國家補償の性格でございますね。労務を軍人としてやったわけでございますね。そうするならば、役務の対価と考えることになるのではないのでしょうか。仕事の対価、だから國家は終生を約束して戦地に行かせたわけですね。そして、軍人という役務につかせたわけでございますけれども、そうすれば対価とは考えられませんか。

○政府委員(桑原博吉) 純粹に役務の対価ということならば、それは給与という形で支払われるのが通常でございます。恩給の制度とは違う制度だというふうに考えております。

○稟原君子君、それでは、また戻りまして、一九九三年の自由権規約との抵触の關係でございますけれども、この九三年の審査の際、規約人權委員会からコメントで主要な懸念事項として指摘された後、国籍条項の撤廃を少しは考えたのかどうか。さらには、九八年の審査に向けて、ことしは九八年でございますけれども、国籍条項の撤廃を検討しつつあるのか、全くしようとしなないということなのか、どうでしょうか。

○政府委員(桑原博君) 恩給法におきましては大正十二年の同法制定以来、日本国籍の保持を因給受給権の付与及び存続の要件としております。

このことは公務員年金制度としての我が国の恩給制度の沿革及び性格に由来するものであり、制度創設以来今日に至るまで恩給制度の基本的な約束の一つだというふうに理解しておりまして、現在の時点でこれを改めるということについて結論が出るというふうには考えておりません。

○栗原君子君　それでは、総務庁長官にお伺いたします。

一九三三年、大正十二年四月十四日に施行された恩給法の第九条には、恩給権の消滅事由として「國籍ヲ失ヒタルトキ」とありますけれども、かつて第二次世界大戦時に日本の軍人軍属として戦争に駆り出された朝鮮、台湾の人々は、サンフランシスコ講和条約の発効、一九五二年四月でございませうけれども、によつて日本國籍を剥奪され、恩給法の対象外とされております。この國籍条項により、過去日本人になされた戦後補償、救済がこうした人たちにはなされずに今日に至っております。

そこで、総務庁長官にはこの人々に対して人道的な、そして道義的な立場に立つて救済の措置をぜひ考えていただきたいと思うのでございますけれども、御答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(小星貞利君) 先ほどからくどくど申し上げておるところでございますが、恩給法の国籍条項は約束事の一つでありますという原則がございます。ただいま議員がお話しになりましたい

わゆる人道的、道義的立場に立つてという点につきましては、新たな御指摘、御提言であり、困難な面もあると思うのですが、慎重に検討してまいりたい、さように思っております。

○栗原君子君　かつて日本の軍人として戦地に向いて、そして傷害を受けて、ずっとこの間何の手当てもされないまま送っている人たちがまだあると思います。そうした人たちに對して、人権大國日本と言うならば、あるいはまた次の世紀は人権の世紀だとまで言う人たちが識者の中にはありますけれども、それならばここで、もう既に高齢化していらつしやいますし、このまま亡くなられ

るということになりましては、やはり私も日本人の一人として大麥胸が痛む思いがいたします。ぜひとも前向きに検討していただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長(石田美栄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、直ちに採決に入ります。

恩給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(石田美栄君) 全会一致と認めます。よ
つて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決す
べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(石田美栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十三分散会

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

在日旧植民地出身者に対する賠償の支
施、戦争犠牲者援護法の国籍条項・戸籍条項
の撤廃に関する請願(第七〇二号)

第七〇二号 平成十年三月三日受理

在日旧植民地出身者に対する戦後補償の実施、戦争犠牲者援護法の国籍条項・戸籍条項の撤廃に関する請願

請願者 神奈川縣茅ヶ崎市萩園二、五八二
ノ四 石井松子 外千四百八十二
名

紹介議員 渡辺 孝男君
戦争中、政府は多くの旧植民地出身者を「日本

「国籍者」として徴兵・徴用し、その中の多くの入々が傷つき、死亡した。我が国は独立を回復すると戦傷病者戦没者遺族等援護法等を制定し、日本人にのみ補償を行ってきたが、旧植民地出身者はサンフランシスコ平和条約により日本国籍を失ったと扱われ、「国籍条項」「戸籍条項」を理由に放置されたままの状況が続いている。補償は日本軍の軍務に服したことに由来するべきであり、地域住民として長い間納税の義務も果たしてきた彼らを放置し続けるのは重大な差別である。在日旧植民地出身の当事者が高齢に達している現在、特別立法の制定など一日も早い具体的解決が求められる。

ついで、立法府としての責任を果たし、早急に差別的状況を解消するため、次の事項について実現を図らねばならぬ。

- 一、第二次大戦中日本軍人・軍属などとして、公務中に死亡又はけがをした在日旧植民地出身者に対して謝罪を行うこと。
- 二、元軍人・軍属などを補償するための一連の援護法の国籍条項・戸籍条項を撤廃し、在日旧植民地出身者を補償の対象とすること。
- 三、当事者の状況にかんがみ、当面緊急的な措置として、日本人と同等の救済を図るための特別立法を行うこと。

三月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二号表中「五、六〇二、〇〇〇円」を「五、六六九、〇〇〇円」に、「四、六六八、〇〇〇円」を「四、七二四、〇〇〇円」に、「三、八四四、〇〇〇円」を「三、八九〇、〇〇〇円」に、「三、

〇四二、〇〇〇円」を「三、〇七八、〇〇〇円」に、「二、四六二、〇〇〇円」を「二、四九一、〇〇〇円」に、「一、九九〇、〇〇〇円」を「二、〇一四、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、九六〇、〇〇〇円」を「六、〇三一、〇〇〇円」に、「四、九四三、〇〇〇円」を「五、〇〇二、〇〇〇円」に、「四、二四一、〇〇〇円」を「四、二九一、〇〇〇円」に、「三、四八四、〇〇〇円」を「三、五二五、〇〇〇円」に、「二、七九五、〇〇〇円」を「二、八二八、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、二六〇、九〇〇円」を「五、三三三、五〇〇円」に、「四、八六〇、〇〇〇円」を「四、九一七、八〇〇円」に、「四、六五七、七〇〇円」を「四、七三三、一〇〇円」に、「四、四九七、三〇〇円」を「四、五五〇、八〇〇円」に、「三、一七三、〇〇〇円」を「三、二二〇、八〇〇円」に、「三、〇二五、八〇〇円」を「三、〇六一、八〇〇円」に、「二、七二八、五〇〇円」を「二、七六一、〇〇〇円」に、「二、二二九、八〇〇円」を「二、二五六、三〇〇円」に、「二、一四五、〇〇〇円」を「二、一七〇、五〇〇円」に、「二、〇〇五、五〇〇円」を「二、〇二九、四〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「一、九七三、二〇〇円」に、「一、八九三、二〇〇円」を「一、九一五、七〇〇円」に、「一、六六七、三〇〇円」を「一、六八七、一〇〇円」に、「一、四七八、九〇〇円」を「一、四九六、五〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四四三、九〇〇円」に、「一、三九〇、五〇〇円」を「一、四〇七、〇〇〇円」に、「一、三三八、一〇〇円」を「一、三九七、〇〇〇円」に、「一、三三六、〇〇〇円」を「一、三四一、八〇〇円」に、「一、二七四、三〇〇円」を「一、二八九、五〇〇円」に、「一、一七五、〇〇〇円」を「一、一七九、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、二六〇、九〇〇円」を「五、三三三、五〇〇円」に、「四、八六〇、〇〇〇円」を「四、九一七、八〇〇円」に、「四、六五七、七〇〇円」を「四、七三三、一〇〇円」に、「四、四九七、三〇〇円」を「四、五五〇、八〇〇円」に、「三、一七三、〇〇〇円」を「三、二二〇、八〇〇円」に、「三、〇二五、八〇〇円」を「三、〇六一、八〇〇円」に、「二、七二八、五〇〇円」を「二、七六一、〇〇〇円」に、「二、二二九、八〇〇円」を「二、二五六、三〇〇円」に、「二、一四五、〇〇〇円」を「二、一七〇、五〇〇円」に、「二、〇〇五、五〇〇円」を「二、〇二九、四〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「一、九七三、二〇〇円」に、「一、八九三、二〇〇円」を「一、九一五、七〇〇円」に、「一、六六七、三〇〇円」を「一、六八七、一〇〇円」に、「一、四七八、九〇〇円」を「一、四九六、五〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四四三、九〇〇円」に、「一、三九〇、五〇〇円」を「一、四〇七、〇〇〇円」に、「一、三三八、一〇〇円」を「一、三九七、〇〇〇円」に、「一、三三六、〇〇〇円」を「一、三四一、八〇〇円」に、「一、二七四、三〇〇円」を「一、二八九、五〇〇円」に、「一、一七五、〇〇〇円」を「一、一七九、〇〇〇円」に改める。

四九七、三〇〇円」を「四、五五〇、八〇〇円」に、「三、一七三、〇〇〇円」を「三、二二〇、八〇〇円」に、「二、七二八、五〇〇円」を「二、七六一、〇〇〇円」に、「二、二二九、八〇〇円」を「二、二五六、三〇〇円」に、「二、一四五、〇〇〇円」を「二、一七〇、五〇〇円」に、「二、〇〇五、五〇〇円」を「二、〇二九、四〇〇円」に、「一、八九三、二〇〇円」を「一、九一五、七〇〇円」に、「一、七七八、九〇〇円」を「一、八〇〇、一〇〇円」に、「一、六六七、三〇〇円」を「一、六八七、一〇〇円」に、「一、四七八、九〇〇円」を「一、四九六、五〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四四三、九〇〇円」に、「一、三九〇、五〇〇円」を「一、四〇七、〇〇〇円」に、「一、三三八、一〇〇円」を「一、三九七、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百七十七万五千円」を「百七十九万六千円」に、「百三十八万八千円」を「百三十九万七千円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	七、七六六、〇〇〇円
中将	六、八八八、〇〇〇円
少將	五、八八八、〇〇〇円
大佐	五、二二二、〇〇〇円
中佐	四、七三三、〇〇〇円
少佐	三、八七五、〇〇〇円
大尉	三、三三三、〇〇〇円
中尉	二、五五五、〇〇〇円

少尉	二、一七五、〇〇〇円
准士官	一、九七五、〇〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、六六六、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、四六六、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、四六六、〇〇〇円
兵	一、三三三、〇〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、八一三、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、六五〇、〇〇〇円」を「一、六七〇、〇〇〇円」に、「一、三二四、〇〇〇円」を「一、三四〇、〇〇〇円」に、「一、〇六五、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円」を「九五二、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
七、七六六、〇〇〇円	七、七六六、〇〇〇円
六、八八八、〇〇〇円	六、八八八、〇〇〇円
五、八八八、〇〇〇円	五、八八八、〇〇〇円
五、二二二、〇〇〇円	五、二二二、〇〇〇円
四、七三三、〇〇〇円	四、七三三、〇〇〇円
三、八七五、〇〇〇円	三、八七五、〇〇〇円
三、三三三、〇〇〇円	三、三三三、〇〇〇円
二、五五五、〇〇〇円	二、五五五、〇〇〇円
二、一七五、〇〇〇円	二、一七五、〇〇〇円
一、九七五、〇〇〇円	一、九七五、〇〇〇円
一、六六六、〇〇〇円	一、六六六、〇〇〇円
一、四六六、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円
一、三三三、〇〇〇円	一、三三三、〇〇〇円

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成十

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定

五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金

第一部 総務委員会会議録第三号 平成十年三月十九日 【参議院】

2 平成十年四月分から平成十一年三月分までの

(職權改定)

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

附則別表（附則第二條關係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一、三三、400 円	一、三三、100 円
一、二七、500 円	一、二六、500 円
一、三三、400 円	一、三三、100 円
一、三三、400 円	一、二六、500 円

[illegible]

予定年額

平均年額

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、一二、七〇〇円未満の場合又は七、九七五、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇一一九を乗じた得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

平成十年三月二十七日印刷

平成十年三月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K